

令和4年藤枝市議会
定例会9月定例会議会議案

令和4年9月1日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
認 第 1 号	令和3年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 (別冊)
認 第 2 号	令和3年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 (別冊)
認 第 3 号	令和3年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	3 (別冊)
認 第 4 号	令和3年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 (別冊)
認 第 5 号	令和3年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5 (別冊)
認 第 6 号	令和3年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 (別冊)
認 第 7 号	令和3年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 (別冊)
認 第 8 号	令和3年度藤枝市病院事業会計決算の認定について	8 (別冊)
認 第 9 号	令和3年度藤枝市水道事業会計決算の認定について	9 (別冊)
認 第 10号	令和3年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について	10 (別冊)
第 54号議案	令和4年度藤枝市一般会計補正予算(第4号)	別冊
第 55号議案	令和4年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第 56号議案	令和4年度藤枝市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
第 57号議案	藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11
第 58号議案	建設工事請負契約の締結について(藤枝市庁舎西館空調設備改修工事)	15
第 59号議案	市道路線の認定について	16

令和3年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度藤枝市一般会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度
藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度藤枝市病院事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度藤枝市水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度藤枝市下水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年藤枝市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員であって、勤務日の日数を考慮して規則で定めるもの

イ その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 1 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 2 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 3 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の

翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって、第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が第1号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が第1号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員

が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「任期の末日の翌日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第 1 1 条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第 2 6 条を第 2 8 条とし、第 2 5 条の次に次の 2 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 2 6 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 2 7 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 1 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

建設工事請負契約の締結について（藤枝市庁舎西館空調設備改修工事）

令和4年8月9日制限付き一般競争入札に付した建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 藤枝市庁舎西館空調設備改修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 401,500,000円
- 4 契約の相手方 東海ガス・エクノス特定建設工事共同企業体
代表企業 藤枝市青木二丁目29番1号
東海ガス株式会社
代表取締役 浜崎 貢

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
1 0 3 8 2	1 地区 3 8 2 号線	上当間 5 9 番 9 地先 上当間 5 9 番 5 地先
4 0 4 3 5	4 地区 4 3 5 号線	上青島 5 番 1 地先 上青島 6 番地先

令和4年藤枝市議会定例会9月定例会月議会 議案提案理由書（第57号議案～第59号議案）

第57号議案

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う所要の改正を行うものであります。

第58号議案

本件は、藤枝市庁舎西館空調設備改修工事について請負契約を締結するものであります。

入札は、制限付き一般競争入札により令和4年8月9日、2者によって行った結果、不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最低価格入札者である東海ガス・エクノス特定建設工事共同企業体から見積書を徴し、価格3億6,500万円、これに消費税3,650万円を加算した金額で請負契約を締結するものであります。

工期は市議会の議決の翌日から着工し、令和5年12月25日完成を予定しております。

工事の概要については、冷温水発生機等の撤去及びガスヒートポンプ（GHP）エアコンを設置するものであります。

第59号議案

開発行為に伴い、新たに路線を認定するものであります。